

令和6年5月農業委員会総会議事録

令和6年5月24日午後3時00分、令和6年5月農業委員会総会を弘前市りんご公園「りんごの家」に招集する。

出席委員 25名

1番	金田 公隆	委員	2番	藤田 善明	委員	3番	岩谷 裕子	委員
4番	佐藤 修司	委員	5番	川村 陽彦	委員	6番	須藤 秀人	委員
8番	町田 高司	委員	9番	石岡千鶴子	委員	10番	三上 浩太	委員
11番	小林 政貴	委員	12番	小田桐 明	委員	13番	石岡 人志	委員
14番	福士 章逸	委員	15番	小嶋 勇成	委員	16番	木村 芳文	委員
17番	平井 秀樹	委員	18番	成田 繁則	委員	19番	佐藤 剛郎	委員
20番	大湯 八郎	委員	21番	戸澤 幸彦	委員	22番	高橋 貴志	委員
23番	田村眞裕美	委員	24番	成田 毅	委員	25番	栞森 弘義	委員
26番	前田 優考	委員						

欠席委員 1名

7番 種澤 達也 委員

出席事務局 9名

事務局長	蒔苗 元	事務局次長	佐藤 祝幸
事務局次長補佐	伊藤 靖記	事務局農地調整係長	曾根奈美子
事務局主総括主幹兼総務係長	高橋 貢	事務局主幹兼農地利用促進係長	藤田智恵子
事務局岩木分室主幹	浅利 敏江	事務局相馬分室総括主査	野呂 貴宏
事務局総括主幹	石田 剛		

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命
議 事

議案第22号	「令和5年度農地利用の最適化活動の点検・評価」及び「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」について
議案第23号	農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第24号	農用地利用集積計画の決定について
議案第25号	農用地利用集積計画策定の要請について
議案第26号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
議案第27号	引き続き特定貸付けを行っている旨の証明について
報告第15号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第16号	農地の賃貸借合意解約通知書の受理について
報告第17号	非農地の判断について

- 事務局次長 ただいまから令和 6 年 5 月農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、成田繁則会長から挨拶及び諸般の報告がございます。
- 会 長 【挨拶及び諸般の報告（省略）】
- 事務局次長 それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、成田会長よろしくお願ひいたします。
- 議 長 議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願ひします。欠席者の通告があります。議席番号 7 番種澤達也委員の 1 名であります。ただいまの出席者数は 25 名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。
- 次第の 3、議事録署名者を私から指名いたします。20 番大湯茂八郎委員、21 番戸澤幸彦委員、22 番高橋貴志委員、以上 3 委員を指名いたします。また、書記には、事務局職員の石田剛総括主幹を任命いたします。
- 議事に入る前にお願ひを申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。
- それでは、次第の 4、議事に入ります。議案第 22 号を議題といたします。議案第 22 号は、「令和 5 年度農地利用の最適化活動の点検・評価」及び「令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」についてであります。事務局より説明を求めます。
- 事務局次長 1 ページをお開き願ひます。議案第 22 号は、「令和 5 年度農地利用の最適化活動の点検・評価」及び「令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」についてであります。提案理由は、令和 4 年 2 月 2 日付け農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」第 1 の 3 及び 4 により、農業委員及び農地利用最適化推進委員の「令和 5 年度農地利用の最適化活動の点検・評価」及び「令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」について、本会の決定を求めるものであります。農業委員及び農地利用最適化推進委員の最適化活動の点検・評価につきましては、2 ページから 4 ページに、地区ごと委員ごとに、令和 5 年度の最適化活動の実績を記載しており、本会で出された意見を付して、委員の皆様へ通知しようとするものであります。なお、参考資料として、関係通知に基づく農業委員、農地利用最適化推進委員及び農業委員会の最適化活動の目標の達成状況に対する評語が記載されたものをお配りしております。又、令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表につきましては、5 ページから 10 ページに、「Ⅰ 農業委員会の状況」、「Ⅱ 最適化活動の実施状況」及び「Ⅲ 事務の実施状況」に区分けして記載しており、ホームページ等で公表するとともに、県知事等に報告するものであります。なお、内容につきましては、運営委員会、農地集積推進委員会及び担い手育成委員会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上です。
- 議 長 それでは、まず、運営委員会の報告をお願いします。
- 前田会長職務代理者 本日総会に提案されている議案について、去る 5 月 13 日に運営委員会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日は、成田会長、須藤秀人委員、小林政貴委員、それに私、前田が出席し、「令和 5 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」と、「令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」の所掌する箇所について内容を検討して

前田会長職務代理者

おります。2ページから4ページにつきましては、令和5年度の農業委員及び農地利用最適化推進委員の最適化活動の点検・評価について、「農地の集積」「遊休農地の解消」「新規参入の促進」の各項目における、目標達成率に対し、参考資料1としてお配りしております、関係通知に定める点数、及び「活動日数」の合計と点数を記載した上で、各点数の合計値に対応した参考資料1に定める評語を記載したものであります。「農地の集積」「遊休農地の解消」「新規参入の促進」の各項目は担当の地区の委員で同一の実績となります。また、「活動日数」は委員ごとの実績によるものとなっておりますが、月平均10.06日の実績となっております。これらに対して、当委員会としましては、全ての委員において「農地の集積」「遊休農地の解消」「新規参入の促進」「活動日数」のうち、4項目のいずれかは概ね目標に達していることから、「概ね活動は良好であるが、目標を下回った項目については、今後の活躍を期待する」との意見を各委員に付すものであります。続きまして、5ページからの「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」についてであります。9ページ下段の【推進委員等の点検・評価結果】をご覧ください。2ページから4ページの「推進委員等の最適化活動の点検・評価」は、お配りしております、参考資料1に基づく評語ごとの人数で、「目標に対して期待を大幅に上回る結果が得られた」が14名、「目標に対して期待を上回る結果が得られた」が31名、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」が13名、「目標に対して期待を下回る結果となった」が20名となっております。以上であります。

議長

続いて、農地集積推進委員会の報告をお願いします。

岩谷農地集積推進委員長

本日総会に提案されている議案について、去る5月14日に農地集積推進委員会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日は、町田高司副委員長、佐藤修司委員、石岡人志委員、金田公隆委員、それに私、岩谷が出席し、「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表について」のうち、所掌する箇所について、内容を検討しております。なお、報告にあたりまして、「現状及び課題」と「目標」に関する部分は割愛して、「実績」に関する部分についてのみ説明いたします。5ページをご覧ください。「I農業委員会の状況」は、当市の「農業の概要」と「農業委員会の現在の体制」について記載しております。6ページから9ページは、令和5年度の活動計画に対する各項目の達成状況、活動実績及びそれらに対する点検・結果であります。6ページをご覧ください。「II最適化活動の実施状況」は、1最適化活動の成果目標のうち、「(1)農地の集積」③実績では、令和5年度末の集積面積が8,692ヘクタール、集積率が62.5パーセントで、目標65.0%に対する達成状況は96.2パーセントとなっております。この達成状況により、参考資料2に基づく「目標の達成状況の評語」に対応する点数は、3点となっております。又、農業委員会の点検結果については、「今後は目標を達成できるよう、認定農業者等への利用調整等の最適化活動を推進していく。」としております。次に、6ページから7ページをご覧ください。「(2)遊休農地の発生防止・解消」では、7ページの③実績ですが、令和5年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積が10.0ヘクタールで、目標12.8ヘクタールに対する達成状況は78.1パーセントとなっております。この達成状況により、参考資料2に基づく「目標の達成状況の評語」に対応する点数は、1点となっております。農業委員会の点検結果については、「遊休農地の解消目標の達成には至らなかったため、今後、新規発生する遊休農地も含め、解消のための委員活動を推進していく。」としております。次に、8ページをご覧ください。「2最適化活動の活動目標」の「(2)活動強化月間の設定」の②実績では、12月から1月にかけて実施した、戸別訪問による営農意向調査、及び1月から2月にかけて人・農地プラン集落座談会に参加した内容を実績として記載しており、活動強化月間の回数は、計3回の3ヵ月となることから、参考資料2に基づく「目標の達成状況の評語」に対応する点数は、1点となっております。以上報告いたします。

議 長

続いて、担い手育成委員会の報告をお願いします。

石岡担い手育成
副委員長

本日総会に提案されている議案について、去る5月14日に担い手育成委員会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日は、小田桐明委員、福士章逸委員、それに私、石岡が出席し、「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表について」のうち所掌する箇所について、内容を検討しております。なお、報告にあたりまして、「現状及び課題」と「目標」に関する部分は割愛して、「実績」に関する部分についてのみ説明いたします。7ページをご覧ください。最適化活動の成果目標のうち、「(3)新規参入の促進」では、8ページに記載の「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積」が135.3ヘクタールで、目標の55.3ヘクタールに対する達成状況は244.7パーセントとなっております。この達成状況により、参考資料2に基づく、「目標の達成状況の評語」に対応する点数は、5点となっております。次に、9ページをご覧ください。「(3)新規参入相談会への参加」は、企業の農業参入の促進と定着を図るための研修会の、1回の参加を実績としております。この達成状況により、参考資料2に基づく「目標の達成状況の評語」に対応する点数は、1点となっております。最後に各委員会報告を総括いたしますと、当委員会全体といたしまして、「農地の集積」の3点、「緑区分の遊休農地の解消」の1点、「新規参入の促進」の5点、「活動目標」の2点の合計は11点で、目標の達成状況の評語は、9ページの下段に記載のとおり「目標に対して期待を上回る結果が得られた」とするものであります。以上であります。

議 長

それでは、議案第22号について御審議願います。御質問等ございませんか。

(なし)

議 長

議案第22号は、運営委員会報告のとおり意見の付すこと及び農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議ないものと認め、議案第22号は、運営委員会報告のとおり意見の付すこと及び農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、原案のとおり決定いたします。

次に議案第23号を議題といたします。議案第23号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

11ページをお開き願います。議案第23号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第3条第1項及び同法施行令第1条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田3件3,109㎡、畑25件50,852.86㎡、合計28件53,961.86㎡であります。また、使用収益権関係では、田17件64,917.02㎡、畑17件141,393㎡、合計34件206,310.02㎡であります。このうち、第3条第3項関係が、畑1件4,332㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議 長

事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長

本日の、総会に提案されている議案について、去る5月14日、事前調査会を開

催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、川村陽彦副委員長、町田高司委員、石岡千鶴子委員、三上浩太委員それに私、木村であります。まず、3条許可申請に係る、新規の農地取得について、利用調整によるものを除いて、報告をいたします。15 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 23 番について申し上げます。譲受人は、10 年程前から、叔父と叔母が所有する農地で野菜の一連の農作業に携わっているうち、家族で野菜を栽培したいと思っていたところ、農地付き空き家を購入することとなり、本申請に至ったと申し述べておりました。今後は知人の指導の下、じゃがいも・なす等、自家消費用の野菜を栽培するとのことから、技術力等、特に問題はないと判断しました。16 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 25 番について申し上げます。譲受人は、農業高校を卒業してから、自営業を営みながら農家である妻の実家で一連の農作業に携わっておりましたが、自身で農作物を栽培したいと思うようになり、本申請に至ったと申し述べておりました。今後は義母の指導の下、じゃがいもや枝豆等、自家消費用の野菜を栽培するとのことから、取得面積全てを効率的に耕作できるものと判断しました。所有権関係、受付番号 26 番について申し上げます。譲受人は、10 年程前から兄の農地でブラックベリーの一連の農作業に携わっておりましたが、今後自身で栽培したいと思うようになり、本申請に至ったと申し述べておりました。今後は農協や知人の指導の下、自家消費用の果物や野菜を栽培するとのことから、取得面積全てを効率的に耕作できるものと判断しました。17 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 28 番について申し上げます。譲受人は、祖父母の所有する農地で、以前から水稻やスイカ、シャインマスカットの一連の農作業に携わっておりましたが、今後は自身で農業経営したいと思うようになり、本申請に至ったと申し述べておりました。今後は農家である叔父の指導の下、シャインマスカットを栽培するとのことから、技術力等、特に問題はないと判断しました。18 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 32 番について申し上げます。譲受人は、実家が農家であることと、りんご農家でのアルバイト経験があることから、りんごの一連の農作業に携わっておりましたが、今後は自身で農業経営したいと思うようになり、本申請に至ったと申し述べておりました。現在は新規就農者育成総合対策事業の研修を受けており、今後は研修先の農家の方の指導の下、桃を栽培するとのことから、技術力等、特に問題はないと判断しました。22 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 40 番について申し上げます。譲受人である法人は、平川市でりんご加工を行っており、主にカットりんごを製造しております。近年はりんごの価格が高く、入荷量も不安定なため、安定した品質と価格で調達できるようにしたいと考え、本申請に至ったと述べておりました。代表取締役はりんご生産者であり、現在、自身が経営する別の法人で平川市と大鰐町においてりんご栽培を行っており、今後も同様にして、りんごを栽培するとのことから、技術力等、特に問題はないと判断しました。38 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 92 番、農地所有適格法人以外の法人による解除条件付の借受の申請について申し上げます。借受人である法人の代表は、11 年程前から、委託を受けて東北自動車道津軽サービスエリアにあるりんご公園の管理と栽培を行っておりましたが、主な事業である高速道路維持管理業が事業縮小となったことから、今後は出荷を含めてりんご栽培を本格的に行っていきたいと考えるようになり、本申請に至ったと申し述べておりました。今後も同様にしてりんごを栽培するとのことから技術力等、特に問題はないと判断し、又、農地法第 3 条第 2 項第 2 号及び第 4 号を除く各号のいずれにも該当しないこと、並びに同条第 3 項各号の要件を満たすことから、許可相当であると考えられました。なお、同条第 4 項の規定により、市に意見を求めた結果、申請内容について、意見は無かったことを併せて報告します。この他の申請についても、申請書を審査し、検討した結果、議案書記載のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号について、いずれも該当しないと認められました。また、農地法第 2 条第 3 項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。以上、報告します。

議 長 現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

(な し)

戸澤幸彦委員 <議事参与の制限に該当する旨の申出あり>

(戸澤幸彦委員退席)

議 長 「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に36ページ、使用収益権関係、受付番号88番について、御審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議 長 使用収益権関係、受付番号88番は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、議案第23号のうち、使用収益権関係、受付番号88番については、許可することに決定いたします。戸澤委員の着席をお願いします。

(戸澤幸彦委員着席)

議 長 それでは、使用収益権関係、受付番号88番を除く申請について、御審議願います。御質問等ございませんか。はい24番。

成田毅委員 ちょっとお聞きしたいんですけど、40番のことなんですけど、これあの、前何かあの譲渡人ってすのが、母親が入院で、娘さんが受け継がれたって形で、前ちょっと聞かれて、この辺の土地が3町歩くらい、あの買うみたいで、それには別の法人が絡んでいる感じなので、別の法人のいい評判がないので心配な部分があるんですけど、粗末な作り方をしているとの話も聞こえているので、その辺、委員会の方では、例えば青森の方では、農業委員会の方であっせんしないような話、噂が聞こえたりしてるので、その辺ですね、ちょっと心配なので、情報もしあったら教えていただければと思います。

議 長 答弁はいらない。

成田毅委員 はい。情報だけでいいです。別に別の法人が悪いって訳ではないんですけど、こういう情報聞くので、心配な部分もあるので、わかっていたらちょっと教えていただければと思っています。

議 長 それでは、他に御質問等ございませんか。

(な し)

議 長 使用収益権関係、受付番号88番を除く申請については、委員会報告のとおり決定して、御異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、議案第23号のうち、使用収益権関係、受付番号88番を

議 長

除く申請については、許可することに決定いたします。

次に、議案第 24 号を議題といたします。議案第 24 号は「農用地利用集積計画の決定について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

39 ページをお開き願います。議案第 24 号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定に基づき農用地の利用権設定等促進事業等に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 8 件 49,085 ㎡、畑 10 件 42,554 ㎡、合計 18 件 91,639 ㎡であります。また、使用収益権関係が、田 5 件 10,529 ㎡、畑 1 件 11,238 ㎡、合計 6 件 21,767 ㎡で農地中間管理事業に関するものです。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議 長

事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長

本議案の総括といたしましては、基本構想に定められた、受け手申出者の、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であることなど、すべてについて、要件を満たしておりました。44 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 29 番の譲受人は、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿の登録はありませんが、借入地の所有権を取得することから、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿の登録を要しないものであります。46 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 32 番及び 47 ページ、使用収益権関係、受付番号 6 番から 49 ページ、受付番号 11 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。47 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 6 番から 49 ページ、受付番号 11 番については、農地中間管理事業の実施に関して、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 10 条の規定に基づき農用地利用集積計画において、一括しての権利設定を行うことで担い手に貸し付けられるものであり、農地中間管理機構と県知事との協議が整った計画案となります。以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その内容が、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の、基本構想に適合するなどの、各要件を満たしており、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項により、農用地利用集積計画を定めることが適当であると考えられました。以上、報告いたします。

議 長

それでは、議案第 24 号の計画案についてご審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議 長

議案第 24 号の計画案については、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議ないものと認め、議案第 24 号の計画案については、委員会報告のとおり決定いたします。

次に、議案第 25 号を議題といたします。議案第 25 号は「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

51 ページをお開き願います。議案第 25 号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 2 項の規定による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業等の実施が必要と認められたので、同項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に要請することについて、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 10 件 35,728 ㎡、畑 19 件 44,122.11 ㎡、合計 29 件 79,850.11 ㎡であります。また、使用収益権関係が、畑 3 件 32,628 ㎡で農地中間管理事業に関するものです。今回提出されました 32 件につきましては、所有者等からの申出により、地区を担当する農業委員または農地利用最適化推進委員が調整委員となり、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項にかかげる各要件を満たす譲受人との調整にあたった結果、売買 29 件、貸借 3 件が整ったものであります。60 ページをお開き願います。所有権関係、受付番号 49 番、50 番及び 62 ページ使用収益権関係、受付番号 10 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たすものであります。61 ページをお開き願います。使用収益権関係、受付番号 8 番から受付番号 10 番については、農地中間管理事業の実施に関して、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 10 条の規定に基づき農用地利用集積計画において、一括しての権利設定を行うことで担い手に貸し付けられるものであり、農地中間管理機構と県知事との協議が整った計画案となります。以上であります。

議 長

利用調整をした委員から補足説明ありませんか。

(な し)

木村芳文委員

<議事参与の制限に該当する旨の申出あり>

(木村芳文委員退席)

議 長

「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 58 ページ所有権関係、受付番号 44 番について御審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議 長

議案第 25 号のうち、所有権関係、受付番号 44 番について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議がないものと認め、議案第 25 号のうち、所有権関係、受付番号 44 番については、原案のとおり要請することに決定いたします。木村芳文委員の着席をお願いします。

石岡人志委員

<議事参与の制限に該当する旨の申出あり>

(石岡人志委員退席)

議 長

「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 60 ページ所有権関係、受付番号 49 番について御審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

- 議 長 議案第 25 号のうち、所有権関係、受付番号 49 番について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。
- (異議なし)
- 議 長 異議がないものと認め、議案第 25 号のうち、所有権関係、受付番号 49 番については、原案のとおり要請することに決定いたします。石岡人志委員の着席をお願いします。
- (石岡人志委員着席)
- 議 長 それでは、議案第 25 号のうち、所有権関係、受付番号 44 番及び受付番号 49 番を除く計画案について御審議願います。御質問等ございませんか。
- (な し)
- 議 長 議案第 25 号のうち、所有権関係、受付番号 44 番及び受付番号 49 番を除く計画案については、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。
- (異議なし)
- 議 長 異議がないものと認め、議案第 25 号のうち、所有権関係、受付番号 44 番及び受付番号 49 番を除く計画案については、原案のとおり要請することに決定いたします。
- 次に、議案第 26 号を議題といたします。議案第 26 号は「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。
- 事務局次長 63 ページをお開き願います。議案第 26 号は「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」であります。提案理由は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定に基づき、農業振興地域整備計画の変更について、本会の意見を決定したいので審議をを求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、農用地指定除外が 1 件 650 m²、農用地区域内の用途変更が 4 件 654.45 m²、合計 5 件 1304.45 m²であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
- 議 長 事前調査会の報告をお願いします。
- 調査委員長 調査会では、市農林部の農振担当職員と、当委員会職員が現地調査した結果に基づき、農地法の転用基準に照らして検討しました。65 ページをお開きください。弘前市農用地指定除外の整理番号 1 番は、除外後の農地区分は第 1 種農地で原則不許可の農地区分ですが、県道弘前鱒ヶ沢線の沿道に設置される休息所その他これらに類する施設であることから、不許可の例外により転用許可基準を満たすものであります。66 ページをお開きください。弘前市用途変更の整理番号 1 番から 4 番は、作業道の整備及び 2 アール未満の農業用施設であることから、農地法施行規則第 29 条第 1 号により転用許可不要であります。以上、申し上げたことから、農業振興地域整備計画の変更については、異議がないものと考えられました。以上報告いたします。
- 議 長 それでは、議案第 26 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。
- (な し)

- 議 長 議案第 26 号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。
- (異議なし)
- 議 長 異議ないものと認め、議案第 26 号は計画の変更について異議ないものと決定いたします。
- 次に、議案第 27 号を議題といたします。議案第 27 号は「引き続き特定貸付けを行っている旨の証明について」であります。事務局より説明を求めます。
- 事務局次長 67 ページをお開き願います。議案第 27 号は、「引き続き特定貸付けを行っている旨の証明について」であります。提案理由は、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定の適用を受ける農地について、同法第 70 条の 6 の 2 第 1 項の規定の適用を受ける特定貸付けを引き続き行っている旨の証明書の発行について、本会の審議を求めるものであります。租税特措法により、農業を営んでいた被相続人から農地等を相続し、農業を継続する場合には、相続人に課税される相続税の納税猶予の特例を受けることができ、一定の要件に達した時は、その相続税は免除されますが、相続人が、その猶予の適用を受ける農地を、農地中間管理機構に貸付する、いわゆる特定貸付けを行っている場合は、「特定貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書」を、弘前税務署長に提出する必要があるため、相続人から農業委員会に証明の願い出があったものであります。今会議に提出されました 2 件につきましては、事務局職員により、設定している特定貸付けが、現在まで継続していることを確認したため、引き続き特定貸付けを行っていると判断したものであります。以上のことから、特定貸付けの始期から、本日、令和 6 年 5 月 24 日までの期間について証明するものであります。以上であります。
- 佐藤修司委員 <議事参与に該当する旨の申し出あり>
- (佐藤修司委員退席)
- 議 長 「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 68 ページ、整理番号 1 番について、ご審議願います。ご質問等ございませんか。
- (な し)
- 議 長 整理番号 1 番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
- (異議なし)
- 議 長 異議ないものと認め、整理番号 1 番は原案のとおり発行することに決定いたします。佐藤修司委員の着席をお願いします。
- (佐藤修司委員着席)
- 石岡人志委員 <議事参与に該当する旨の申し出あり>
- (石岡人志委員退席)
- 議 長 「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、整理番号 2 番について、ご審議願います。ご質問等ございませんか。
- (な し)

- 議 長 整理番号 2 番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
- (異議なし)
- 議 長 異議ないものと認め、整理番号 2 番は原案のとおり発行することに決定いたします。石岡人志委員の着席をお願いします。
- (石岡人志委員着席)
- 議 長 次に、報告第 15 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。
- 事務局次長 69 ページをお開き願います。報告第 15 号は、「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 7 件 41,618 m²、畑 14 件 129,199.41 m²、合計 21 件 170,817.41 m² であります。なお、届出理由につきましては、71 ページから 73 ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
- 議 長 報告第 15 号について、御質問等ございませんか。
- (な し)
- 議 長 次に、報告第 16 号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。
- 事務局次長 75 ページをお開き願います。報告第 16 号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第 18 条第 1 項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約通知書を受理したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 8 件 37,043 m²、畑 3 件 5,879 m²、合計 11 件 42,922 m² であります。なお、解約理由につきましては、77 ページから 78 ページの解約理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
- 議 長 報告第 16 号について、御質問等ございませんか。
- (な し)
- 議 長 次に、報告第 17 号「非農地の判断について」、事務局に報告を求めます。
- 事務局次長 79 ページをお開き願います。報告第 17 号は、「非農地の判断について」であります。農地法第 30 条による利用状況調査において、地区を担当する 3 名の委員が、「農地法の運用について」第 4(4)に基づき、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当しないと判断し、同通知第 4(3)ウに基づき、関係機関等に通知したので、報告するものであります。今会議に報告されました筆数と面積は、田 1 筆 46 m²、畑 2 筆 277 m²、合計 3 筆 323 m² であります。以上であります。
- 議 長 報告第 17 号について、御質問等ございませんか。
- (な し)
- 議 長 これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

[閉会時刻：15時59分]